

街が変われば、アナタの生活環境も変わる・・・どう変わる？

道路はきれいになり、小学校は廃校、センターは耐震問題

炊き出し・夜間宿所は、「観光資源」として存続???そんな馬鹿な話!

以前は、「認定通り」といわれていた、センター東から萩之茶屋商店街へと南北に続く道路の、歩道と車道の区分工事も随分と進んでいます。最近の街の変化で、一番目に付くことです。工事の終わったセンター周辺を見て、「きれいになったなあ」と、思わず独り言をもらす人もいました。

街の変化は、これからも続きます。それは道路がきれいになるだけの話にとどまりません。この地域で生活する人の、生活スタイルの変化をも引き起こすものにつながります。

橋下市長は、大阪市を変えようとしています。その際、大きな課題のひとつが西成区を変えようことであり、「あいりん」を変えようことだと考えていると伝えられています。

さて、「変える」中身は、どういうものなのでしょう。か？何をどう変えようとしているのでしょうか。

区長権限を大きくし、区内のことは区で定める。地域のことは地域の意見をなるべく吸い上げる、という大方向針が掲げられているようにも伝わっています。

となると、「地域の意見をとりまとめるのは誰か」が注目されることになります。

かつて、大阪市の助成を受けた「萩之茶屋まちづくり研究会」というものがありました。萩之茶屋社会福祉協議会や町会に参加している人達で構成されています。いまは、萩之茶屋まちづくり研究会を母体として、釜ヶ崎地域内の各種団体が参加している「萩之茶屋まちづくり拡大会議(仮称)」となっています。

この「拡大会議」が、町づくりに関する地域住民意見を集約する団体(緩やかな話し合いの場であり、団体ではないと自己規定しているようですが)として、注目されているようです。「釜ヶ崎のまち再生フォーラム」は、「拡大会議」で話し合われていることを、多くの人に議論してもらおう場として開かれているとも・・・。

「民主的な意見集約のシステム」は整っているの、街の変化は、加速しそうです。「炊き出し・夜間宿所は観光資源」と「拡大会議」の人達がいつているわけではありません。ですが、現実としてそうなる可能性はあります。その前に、生保活用で転身を!

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゅくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゅく かりご やせいかつ せいかつ
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそうだんしょ しこうそう かまがさき ちいき ない かんしゅくりょうしゃ やかんしゅくしりょうしゃ ちくない のじゅく
市立更生相談所(市更相)は、釜ヶ崎(あいらん地域)内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしょ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしょ そうだん
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そうだん い まえ ぼん やかんしゅくしゅ じゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさかしりつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

2) 施設相談

にち さんしょくふろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そうだん くだ
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ そう
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつ ほ ごほうがい えんじょ
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりょく かいふく かど いんしゅ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

じゅうきょ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたく ほ ご しんせい
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。
ばあい いりょうそうだん しせつ そうだん きょたく ほ ご そうだん しょくいん つた ひつよう
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきょ ひと じゅうきょ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しきん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきょ ひ けいやくしょ も たんとう く
注記: 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。